

問 1 (30 点)

(1)

イ

① 新設法人の納税義務の免除の特例 3

その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人その他一定のものを除く。）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人（以下「新設法人」という。）については、その新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間については、納税義務は免除されない。

② 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例 3

その事業年度の基準期間がない法人（新設法人及び社会福祉法人その他一定のものを除く。以下「新規設立法人」という。）のうち、一定の要件に該当するもの（以下「特定新規設立法人」という。）については、その特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間については、納税義務は免除されない。

③ 基準期間がある外国法人への適用関係 2

その事業年度の基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度については、基準期間がないものとみなして、上記規定を適用する。

したがって、新たに設立された内国法人は、新設法人又は特定新規設立法人に該当する場合には、上記①又は②が適用される。また、新たに国内で事業を開始した外国法人については上記③が適用される。

ロ

① 新設法人が調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合 3

新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産（機械装置 150 万円 $\geq$ 100 万円 $\therefore$ 該当する。）の仕入れ等を行った場合には、その新設法人のその調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、納税義務は免除されない。

② 特定新規設立法人が調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合 3

特定新規設立法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その特定新規設立法人のその調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、納税義務は免除されない。

ハ 4

事業者（免税事業者を除く。）が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産（機械装置 1,500 万円 $\geq$ 1,000 万円 $\therefore$ 該当する。）の課税仕入れ等を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間からその高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、納税義務は免除されない。

ニ

① みなし登録期間 ④

相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除く。）の、その相続のあった日の翌日から次のいずれか早い日までの期間（以下「みなし登録期間」という。）は、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者とみなして、消費税法を適用する。

(イ) 相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日

(ロ) 相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日

そのため、給与所得者であった子（相続人）は、みなし登録期間中に適格請求書発行事業者となることから、納税義務は免除されない。

② 相続があった場合の納税義務の免除の特例 ②

(イ) その年において相続があった場合において、一定の要件（相続人の基準期間における課税売上高 > 1,000 万円）を満たすときは、その相続人のその相続のあった日の翌日からその年の12月31日までの間については、納税義務は免除されない。

(ロ) その年の前年又は前々年において相続があった場合において、一定の要件（相続人の基準期間における課税売上高 + 被相続人の基準期間における課税売上高 > 1,000 万円）を満たすときは、その相続人のその年については、納税義務は免除されない。

子（相続人）が、みなし登録期間中に適格請求書発行事業者の登録をしない場合には②が適用される。

(2)

① 課税資産の譲渡等 ②

課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）については、これを行った事業者が納税義務者であり、国内においてこれを行った時に成立する。

② 特定課税仕入れ ②

特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。）については、これを行った事業者が納税義務者であり、国内においてこれを行った時に成立する。

③ 保税地域からの引取り ②

外国貨物の保税地域からの引取りについては、引き取る者が納税義務者であり、保税地域からの引取りの時に成立する。

問2（20点）

(1) ④

売上げに係る対価の返還等を行う適格請求書発行事業者は、その売上げに係る対価の返還等を受ける他の事業者に対して、適格返還請求書を交付しなければならない。また、本問では、売上に係る対価の返還等の税込価額が1万円未満でない（15,000円×10個×1.1＝165,000円）ため、適格返還請求書の交付義務の免除の規定の適用はない。

したがって、A社は、甲社からの申し出がなかったとしても適格返還請求書を交付しなければならないため、誤りである。

(2) 8

令和6年10月1日から令和7年9月30日までの課税期間については、その基準期間（令和4年10月1日から令和5年9月30日）における課税売上高は1,000万円（1,340万円）であるため、課税事業者に該当する。

令和7年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間については、その基準期間（令和5年10月1日から令和6年9月30日）における課税売上高は1,000万円以下（950万円）であり、その特定期間（令和6年10月1日から令和7年3月31日）における課税売上高及び給与支払額が1,000万円以下である。

しかし、簡易課税制度の適用がない課税期間（令和5年10月1日から令和6年9月30日）において課税事業者であるB社が行った金地金等の仕入れ等の金額が高額（88万円＋143万円＝231万円 $\geq$ 200万円 $\therefore$ 高額）であるため、金地金等の仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間から金地金等の仕入れ等を行った課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間について納税義務は免除されない。

また、金地金等の仕入れ等の金額の合計額が高額である場合に該当する課税期間の初日から高額である場合に該当した日までの間に消費税簡易課税制度選択届出書を提出しているため、その届出はなかったものとされる。

したがって、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの課税期間は簡易課税制度が適用されず、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間は課税事業者に該当するため、誤りである。

(3) 4

外国法人C社が行ったアプリの配信は、事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供に該当し、その役務の提供及び対価の収受が特定プラットフォーム事業者を介して行われるものであることから、その特定プラットフォーム事業者がその電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、消費税法の規定を適用する。

本問の電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされ、国外事業者において申告義務は生じないため、誤りである。

(4) 4

事業者であるD社が、本邦にある外国の大使館等又は本邦に派遣された外国の大使等（X国大使館の大使）に対し、課税資産の譲渡等を行った場合において消費税が免除されるためには、外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書を提出し、国税庁長官の指定を受ける必要がある。

本問では、国税庁長官の指定を受けていないため、消費税が免除されないため、誤りである。

(消費税法)

問 1

《甲の納付税額又は還付税額の計算》

I 納税義務の判定

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 納税義務の判定	
甲は適格請求書発行事業者である。 ∴ 納税義務あり 1	
(2) 簡易課税制度の適用	
簡易課税制度選択届出書の提出あり かつ	
$(54,944,632 - 726,253 - 43,211) \times \frac{100}{110} + 726,253 \times \frac{100}{108} - 354,344 \times \frac{100}{110} = 49,600,478 \leq 50,000,000$	
∴ 適用あり 1	

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 7.8%	
① 第一種 (2,205,700 - 82,200) 1 + 942,500 1 + 4,046,545 1 = 7,112,545	
② 第二種 (20,315,400 - 878,100) 1 + 2,468,000 1 + 3,763,170 1 = 25,668,470	
③ 第三種 8,075,000 1 + (13,175,520 - 2,468,000) 1 + (54,412 + 564,720) 1 = 19,401,652	
④ 第五種 (82,200 + 878,100) 1 + 1,156,754 1 + (842,685 + 1,278,100) 1 + 761,024 1 + 1,752,419	
+ (257,657 + 764,475) 1 + 840,532 + 396,397 1 + 726,521 1 + 71,432 1 = 9,808,296	
⑤ 計 61,990,964	
$61,990,964 \times \frac{100}{110} = 56,355,420 \rightarrow 56,355,000 \text{ (千円未満切捨)}$	
(2) 6.24%	
① 第一種 75,600 1	
② 第二種 622,080 1	
③ ① + ② = 697,680	
$697,680 \times \frac{100}{108} = 646,000 \rightarrow 646,000 \text{ (千円未満切捨)}$	
(3) (1) + (2) = 57,001,000	金額 57,001,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%		
$56,355,000 \times 7.8\% = 4,395,690$		
(2) 6.24%		
$646,000 \times 6.24\% = 40,310$		
(3) (1)+(2)=4,436,000		
		金額 4,436,000 円

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等

【仕入に係る消費税額の計算】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 各事業の課税売上高		
① 第一種 $7,112,545 \times \frac{100}{110} + 75,600 \times \frac{100}{108} - 315,700 \times \frac{100}{110} = 6,248,950$		
② 第二種 $25,668,470 \times \frac{100}{110} + 622,080 \times \frac{100}{108} - 143,500 \times \frac{100}{110} = 23,780,518$		
③ 第三種 $19,401,652 \times \frac{100}{110} = 17,637,865$		
④ 第五種 $9,808,296 \times \frac{100}{110} - 42,115 \times \frac{100}{110} = 8,878,346$		
⑤ 計 56,545,679		
(2) 各事業の売上割合		
① 第一種 (1)①÷(1)⑤=0.1105…		
② 第二種 (1)②÷(1)⑤=0.4205…		
③ 第三種 (1)③÷(1)⑤=0.3119…		
④ 第五種 (1)④÷(1)⑤=0.1570…		
特定1事業又は特定2事業で75%以上となるものがない 1 ことから、原則法により計算する。		

【仕入れに係る消費税額の計算】(続き)

計 算 過 程				(単位：円)
(3) 各事業に係る消費税額				
① 第一種	$7,112,545 \times \frac{7.8}{110} + 75,600 \times \frac{6.24}{108} - 315,700 \times \frac{7.8}{110} = 918,758$			
② 第二種	$25,668,470 \times \frac{7.8}{110} + 622,080 \times \frac{6.24}{108} - 143,500 \times \frac{7.8}{110} = 1,845,894$			
③ 第三種	$19,401,652 \times \frac{7.8}{110} = 1,375,753$			
④ 第五種	$9,808,296 \times \frac{7.8}{110} - 42,115 \times \frac{7.8}{110} = 692,511$			
⑤ 計	4,814,916			
(4) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
$4,436,000 - (315,700 + 42,115 + 143,500) \times \frac{7.8}{110} = 4,400,453$				
(5) 原則法				
$\frac{918,758 \times 90\% + 1,845,894 \times 80\% + 1,375,753 \times 70\% + 692,511 \times 50\%}{4,814,916} = \frac{3,612,879}{4,814,916}$				
(6) 控除対象仕入税額				
$(4) \times (5) = 3,301,886$				

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	
$(132,000 + 18,700 + 3,300) \times \frac{7.8}{110} = 10,920$	
金 額	10,920 1 円

Ⅳ 差引税額及び控除不足還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
$4,436,000 - 3,301,886 - 35,547 - 10,920 = 1,087,647 \rightarrow 1,087,600$ (百円未満切捨)	
金 額	1,087,600 円

Ⅴ 中間納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
(1) 1 月中間申告 $\frac{1,008,200}{12} = 84,016 \leq 4,000,000 \quad \therefore$ 不要	
(2) 3 月中間申告 $\frac{1,008,200}{12} \times 3 = 252,048 \leq 1,000,000 \quad \therefore$ 不要	
(3) 6 月中間申告 $\frac{1,008,200}{12} \times 6 = 504,099 > 240,000 \quad \therefore$ 504,099 $\rightarrow$ 504,000 (百円未満切捨)	
(4) 計 504,000	金 額 504,000 1 円

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
$1,087,600 - 504,000 = 583,600$	
金 額	583,600 円

《乙の納付税額又は還付税額の計算》

I 納付義務の判定

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 納税義務の判定	
① 基準期間における課税売上高 $0 \leq 10,000,000$	
② 令和8年9月30日に適格請求書発行事業者である甲の事業を相続により承継しているため、令和8年10月1日からみなし登録期間に該当し、適格請求書発行事業者とみなされる。 1	
③ 令和8年12月15日に適格請求書発行事業者の登録を行っていることから、令和8年12月14日にみなし登録期間は終了し、令和8年12月15日から適格請求書発行事業者として課税事業者となる。	
$\therefore$ 令和8年10月1日から令和8年12月31日までの期間について、納税義務あり 1	
(2) 簡易課税制度の適用	
乙は簡易課税制度選択届出書を提出しておらず、甲が提出した簡易課税制度選択届出書の効力は、乙に承継しない。 $\therefore$ 簡易課税制度の適用なし 1	

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)		
(1) 7.8%			
$1,542,542 + 5,501,468 + 275,000 + 3,463,020 + (63,542 + 135,240 + 531,420 + 1,687,211 + 527,260)$ $+ (373,776 + 68,163 + 300,985 + 798,666 + 225,967) + 3,042,872 + 3,844,000$ 1 $+ (1,286,550 - 450,000)$ $+ (213,256 + 21,080 + 180,600)$ 1 $= 23,632,618$ $23,632,618 \times \frac{100}{110} = 21,484,198 \rightarrow 21,484,000$ (千円未満切捨)			
(2) 6.24%			
$(16,200 + 46,080) + 450,000$ 1 $= 512,280$ $512,280 \times \frac{100}{108} = 474,333 \rightarrow 474,000$ (千円未満切捨)			
(3) (1)+(2)=21,958,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">金 額</td><td style="text-align: right;">21,958,000 円</td></tr> </table>	金 額	21,958,000 円
金 額	21,958,000 円		

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%		
$21,484,000 \times 7.8\% = 1,675,752$		
(2) 6.24%		
$474,000 \times 6.24\% = 29,577$		
(3) (1)+(2)=1,705,329		
	金 額	1,705,329 円

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等

【仕入に係る消費税額の計算】

計 算 過 程		(単位：円)
1. 課税売上割合		
(1) 課税		
① $21,484,198 + 474,333 = 21,958,531$		
② $75,000 \times \frac{1}{110} + 39,010 \times \frac{100}{110} = 110,463$		
③ ①－②＝21,848,068		
(2) $\frac{21,848,068}{21,848,068} = 100\% \geq 95\%$		
(3) $28,391,541 \times \frac{1}{110} + 21,848,068 = 50,239,609 \leq 5 \text{ 億円} \quad \therefore \text{全額控除}$		

【仕入れに係る消費税額の計算】(続き)

計 算 過 程

(単位：円)

2. 仕入れに係る消費税額

(1) 課税仕入れ (適格)

① 7.8%

$$8,014,513 + 3,551,400 \boxed{1} + (1,627,394 - 187,000) + 56,320 \boxed{1} + (240,000 - 50,000) + (84,120 - 32,400 - 20,000) \boxed{1} + (920,394 - 23,447) \boxed{1} + (79,909 - 25,464) \boxed{1} + (400,000 + 89,100 + 34,000) + (146,559 - 14,100 - 30,000) \boxed{1} + (289,520 + 339,218 + 126,041 + 247,673) \boxed{1} = 15,863,750$$

$$15,863,750 \times \frac{7.8}{110} = 1,124,884$$

② 6.24%

$$(292,068 - 120,000) + 32,400 + 25,464 + 14,100 \boxed{1} = 244,032$$

$$244,032 \times \frac{6.24}{108} = 14,099$$

③ ① + ② = 1,138,893

(2) 課税仕入れ (適格以外)

① 7.8%

$$187,000 \boxed{1} + 50,000 + 50,000 = 287,000$$

$$287,000 \times \frac{7.8}{110} \times 70\% = 14,245 \boxed{1}$$

② 6.24%

$$120,000 \times \frac{6.24}{108} \times 70\% = 4,853 \boxed{1}$$

③ ① + ② = 19,098

(3) 棚卸資産の調整

① 7.8%

$$(794,577 - 25,920) \times \frac{7.8}{110} = 54,504 \boxed{1}$$

② 6.24%

$$25,920 \times \frac{6.24}{108} = 1,497 \boxed{1}$$

③ ① + ② = 56,001

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
<u>貸倒れの事実がないため適用なし</u>		
※ 下線部の指摘とあわせて配点	金 額	0 1 円

Ⅳ 差引税額及び控除不足還付税額の計算

計 算 過 程		(単位：円)
$1,705,329 - 1,208,095 - 2,766 = 494,468 \rightarrow 494,400$ （百円未満切捨）		
	金 額	494,400 円

Ⅴ 中間納付税額の計算

計 算 過 程		(単位：円)
<u>前課税期間が免税事業者</u> であるため、計算の基礎となる消費税額が0円 $\therefore$ 0円		
※ 下線部の指摘とあわせて配点	金 額	0 1 円

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

計 算 過 程		(単位：円)
	金 額	494,400 円

消費税法【総評】

〔第一問〕

問 1

納税義務の免除の特例について、事例に基づき該当する規定をあげる応用問題であった。

解答欄にあまり余裕がないため、解答となる規定を、解答欄にあわせてコンパクトにまとめることが必要であった。

(1)ニについては、みなし登録期間について問われたものであり、みなし登録期間中に適格請求書発行事業者の登録を行わなかった場合に相続があった場合の特例の適用が考えられる。

(2)については、納税義務の成立時期が問われているが、これは国税通則法に規定がされているものであることから解答するのが難しかったといえる。

問 1 のボーダーラインは 20 点／30 点、合格確実ラインは 24 点／30 点であると考ええる。

問 2

事例についての正誤が問われた問題であった。結論（正誤）、誤りである場合にはその個所、正誤の根拠を端的に指摘する必要があった。

(2)については、令和 7 年 9 月期が簡易ではなく原則となる旨と令和 8 年 9 月期が免税事業者ではなく課税事業者となる旨の両方を指摘する必要があった。

(4)については、租税特別措置法施行令に規定する取扱いについて問われたものであるため、解答できなくても何ら問題ない。

問 2 のボーダーラインは 12 点／20 点、合格確実ラインは 14 点／20 点であると考ええる。

理論のボーダーラインは 32 点／50 点、合格確実ラインは 38 点／50 点であると考ええる。

〔第二問〕

形式上は問 1 のみとなっているが、実質的には簡易課税と原則課税の二題形式であった。分量が多く、完答するのが困難な問題であった。理論を含めた解答時間の配分、解答の優先順位の決定が非常に重要であったといえる。

甲については簡易課税が適用されるが、事業区分の判断が難しい問題であった。

乙については原則課税が適用され、課税仕入れになるかどうか、適格請求書発行事業者かそれ以外か、標準税率か軽減税率か、という点を正確に区分できるかがポイントであった。なお、全額控除となることから課税仕入れの区分を行う必要はないが、区分をして解答していても何ら問題はない。

計算のボーダーラインは 31 点／50 点、合格確実ラインは 35 点／50 点であると考ええる。

	ボーダーライン	合格確実ライン
理論	32 点	38 点
計算	31 点	35 点
合計	63 点	73 点